

## 「集团的消費者被害救済制度」に対する意見

\*1枚につき1意見を記載してください。

1. 氏名	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者提言特別委員会 担当 浅見豊美 熊谷由美子
2. 住所	〒152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル
3. 電話番号	(03) 3718-4678
4. 電子メールアドレス	<a href="mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp">advisor-consultant@nacs.or.jp</a>
5. 意見	<p><b>【意見の内容】</b> 現在実施中の消費者相談に加え、集团的消費者被害救済制度の制定・実施は消費者被害防止・救済には必要・不可欠な施策であり、早期の実現を望みます。</p> <p><b>【理由】</b> 消費者被害は依然高い件数が発生しており被害実態も複雑化、多様化してきています。国民生活センターで登録された相談は2009年は90万件と報告されていますが、一方では消費者被害にあっても相談した割合はわずか13.5%との報告もあり、単純に計算すると、670万件もの消費者被害が発生していると言えます。国民生活センター、消費生活センター或いは当団体を含め消費者団体等が消費者被害救済に向け活動していますが、これはあくまで個別・事後解決であり、消費者被害の防止・救済には、現状の消費者相談に加え、集团的被害救済制度の制定、実施が喫緊の課題であると考えます。</p>

## 「集团的消費者被害救済制度」に対する意見

\*1枚につき1意見を記載してください。

1. 氏名	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者提言特別委員会 担当 浅見豊美 熊谷由美子
2. 住所	〒152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル
3. 電話番号	(03) 3718-4678
4. 電子メール アドレス	<a href="mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp">advisor-consultant@nacs.or.jp</a>
5. 意見	<p><b>【意見の内容】</b> 集团的消費者被害救済制度のなかで、消費者委員会で具体的制度設計に入る「集合的訴訟制度」を、遅くとも2012年通常国会に法案上程できるよう早急に準備を進めることを求めます。 同時に消費者庁で研究・検討を続行する「行政による経済的不利益賦課制度」及び「財産保全制度」についても具体的な法案制定年月を定め、早急な検討を実施するよう求めます。</p> <p><b>【理由】</b> 消費者庁及び消費者委員会設置法附則には、「加害者の財産の隠匿又は逸散の防止に関する制度を含め、多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益を剥奪し、被害者を救済する制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」とされており、「集合的訴訟制度」に加え、「行政による経済的不利益賦課制度」及び「財産保全制度」についても早急な検討を実施することが求められています。全ての消費者被害事案について原状回復は当然として、被害救済まで踏み込んだ解決を図るには、「経済的不利益賦課制度」及び「財産保全制度」は必須制度であると考えます。剥奪した不当収益について、少額過ぎるとか、被害者が特定できない等の理由で返還されない事態が生じた場合、不当収益をそのまま国庫に収納するのではなく、消費者被害削減に向けた活動基金とすることも検討いただきたい。</p>

## 「集团的消費者被害救済制度」に対する意見

\*1枚につき1意見を記載してください。

1. 氏名	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者提言特別委員会 担当 浅見豊美 熊谷由美子
2. 住所	〒152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル
3. 電話番号	(03) 3718-4678
4. 電子メールアドレス	<a href="mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp">advisor-consultant@nacs.or.jp</a>
5. 意見	<p><b>【意見の内容】</b> 適格消費者団体が訴訟追行主体として活動できる集团的消費者被害救済制度を求めます。</p> <p><b>【理由】</b> 適格消費者団体の差止請求は一定の効果を挙げ始め、消費者被害防止に社会的認知を受けつつあります。同時に日常的に差止請求業務にあたっていることから消費者被害の現状などを的確に把握しており、集合訴訟制度運用に当たっては、最も適した主体として活動できると考えられます。 適格消費者団体が差し止め請求から更に進んで、消費者被害救済に役割を発揮できるような集合訴訟制度設計を求めます。 あわせて、研究会報告書でもふれている、適格消費者団体への訴訟追行に必要な資金の確保、情報面における支援などの環境整備についても確実な実施を求めます。</p>

## 「集团的消費者被害救済制度」に対する意見

\*1枚につき1意見を記載してください。

1. 氏名	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者提言特別委員会 担当：浅見豊美・熊谷由美子
2. 住所	〒152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル
3. 電話番号	(03) 3718-4678
4. 電子メールアドレス	<a href="mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp">advisor-consultant@nacs.or.jp</a>
5. 意見	<p><b>【意見の内容】</b> 消費者団体として、多数消費者被害救済のためには、集団訴訟制度の手続きモデル案4案のうち、オプトアウト型C案並びに二段階型のA案が受け入れやすく、また有効な集団訴訟制度と考え、効果的に組み合わせた導入を求めます。</p> <p><b>【理由】</b> 2つの制度の導入の必要性について・・・消費者被害には多種多様なものがあり、オプトアウト型から外れる事案をフォローする意味で二段階型も必要と考え、並存を求めます。 オプトアウト型のC案は、被害原因が共通で、被害金額が一定の基準で算定できて被害総額が特定しやすく、事業者の不当な収益のはく奪に有効であり、最も効果ある制度として評価できます。 二段階型のA案は、多数被害で被害原因が共通しているが、被害状況がバラバラで、かつ被害金額に個人差がある事案に対応する場合に有効な制度であると評価できます。 この2つの制度にはまだ検討を要する課題（例えばオプトアウト型には「対象となる被害金額」「個別通知と公告」、二段階型には「対象となる被害金額」「訴訟当事者」「訴訟費用の負担」「損害賠償金の分配」など）もありますが、新しい法制度創設の生みの苦しみと捉えていただき、集团的消費者被害救済に有効に機能するよう2つの制度導入を強く求めます。</p>